

共済事業の規制のあり方についての方針（案）

1. 背景

- (1) 共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実に契約を履行することが求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要である。

平成 17 年の保険業法改正においては、このような点も踏まえ、

- ① 保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用する、
- ② 保険業法上の新たな枠組みとして、一定の規模の範囲内で少額・短期の引受けのみを行う者について「少額短期保険業者」の制度を創設する、等の措置が講じられた。

- (2) 他方、保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体の中には、改正後の保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在している。

また、公益法人については、公益法人制度改革により、平成 25 年 11 月までに、新法人（一般社団/財団法人等）に移行することとなり、新法人移行後は、そのままの形態では、共済事業を行うことができない状況にある。

2. 方針

上記を踏まえ、平成 17 年の保険業法改正前から共済事業を行ってきた団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に則した監督を行うこととする。

（注）これらの団体が行う共済事業の将来的な位置づけについては、今後、その共済事業の運営状況、制度共済の整備状況、新たな一般法人制度の定着状況等を見極めた上で、改めて検討を行う必要。

(1) 対象

- ① 平成 17 年の保険業法改正時に現に特定保険業（注 1）を行っていた者等であって、一般社団法人又は一般財団法人であるもの（注 2）のうち、次の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとする。

- ・ 理事会を設置すること
- ・ 理事又は監事のうちに、保険業法に基づく免許等の取消し、業務廃止命令、解任命令等の処分を受けて 5 年を経過しない者がいないこと

- ・ 特定保険業を的確に遂行するに足る財産的基礎（注３）及び人的構成を有すること
- ・ 特定保険業及びその附帯業務等以外の業務（以下「他の業務」）が特定保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること
- ・ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること 等

（注１）「特定保険業」：改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの。

（注２）その構成員等に照らして、改正時に特定保険業を行っていた任意団体等と実質的に同一であると認められるものを含む。

（注３）財産的基礎については、主務省令において、一定の最低純資産額を定めることとする。ただし、当該一定の額に満たない場合であっても、改善計画の実施により合理的な期間内にこれに達することが見込まれるときは、一定の条件の下で認可できることとする。

- ② 行政庁の認可を受けようとする者は、平成 25 年 11 月 30 日までに、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書その他の書類を添付した申請書を提出しなければならないこととする。

（２）業務

- ① 上記(1)の認可を受けた者（以下「認可特定保険業者」）が行う特定保険業の内容は、改正時に行っていたものに限ることとする。
- ② 認可特定保険業者は、認可を受ける際に行っているもの以外の他の業務を新たに行う場合には、行政庁の承認を受けなければならないこととする。
- ③ 認可特定保険業者の資産の運用は、主務省令で定める一定の方法によらなければならないものとする。
ただし、特定保険業の健全かつ適切な運営を損なうおそれが低いものとして行政庁の承認を受けた場合にはこの限りでない。

（３）経理

- ① 認可特定保険業者は、他の業務を行う場合には、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理しなければならないこととする。
- ② 認可特定保険業者は、業務及び財産の状況に関する業務報告書を行政庁へ提出するとともに、説明書類を事務所に備え置き、契約者等の縦覧に供しなければならないこととする。

- ③ 認可特定保険業者は、毎決算期において、主務省令で定める方法により、責任準備金、支払備金、価格変動準備金及び契約者配当準備金を積み立てなければならないこととする。
- ④ 認可特定保険業者は、次のいずれかの要件に該当する場合には、保険計理人を選任し、保険料及び責任準備金の算出方法等に係る保険数理に関する事項に関与させなければならないこととする。
 - ・ 長期かつ保険料積立金の積立てを要する保険の引受けを行うこと
 - ・ 契約者配当を行うこと

(4) その他

- ① 行政庁は、認可特定保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、報告徴求、立入検査、業務改善命令等を行うことができることとする。
- ② 行政庁は、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準を定めることができることとする。
- ③ 認可特定保険業者に係る行政庁は、改正時に公益法人であったものについては旧主務官庁、それ以外のものについては内閣総理大臣（金融庁）とする。
- ④ 改正時に特定保険業を行っていた任意団体等は、認可特定保険業者に保険契約の包括移転を行うことができることとする。
- ⑤ 重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止等の募集規制、及びこれらに係る体制整備の規定を設ける。
- ⑥ 不正の手段による認可の取得、業務及び財産の状況に関する説明書類の虚偽記載、契約者等に対する虚偽告知等に係る罰則の規定を設ける。
- ⑦ 政府は、今回の法改正による改正後の規定の実施状況、共済に係る制度の整備状況、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の状況等を勘案し、特定保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- ⑧ その他所要の規定を設ける。

(5) 立法形式

「保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）」の改正によることとする。

以 上